

鳥取市脱炭素先行地域づくり事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和5年4月28日に国から選定された鳥取市脱炭素先行地域計画に基づく脱炭素先行地域づくり事業を着実に実行し、脱炭素先行地域に選定されたエリアにおいて2030年度までに民生部門における電力消費に伴うCO₂排出量実質ゼロを確実に実現するとともに、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を目指す地域脱炭素の各種取組を進めるため、その構築に要する事業に対し、予算の範囲内において鳥取市脱炭素先行地域づくり事業交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日付け環政計発第2203301号。以下「国要綱」という。)及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国要領」という。)において使用する用語の例による。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、本市が国要綱等に基づき作成した脱炭素先行地域計画提案書及び地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める事業とする。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付の対象となる者は、鳥取市脱炭素先行地域づくり事業推進協議会(令和5年6月14日設立)の運営委員、パートナー会員又はサポート会員とする。

2 交付対象事業が次の各号に掲げるものに該当する場合は、前項に規定する者であって、当該各号に定めるものに限る。

(1) リース契約の場合 当該リース契約を締結するリース会社

(2) PPAの場合 当該PPAにより電気を供給するPPA事業者

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、交付対象としない。

- (1) 次に掲げる市税等を滞納している者
 - ア 市税
 - イ 国民健康保険料
 - ウ 後期高齢者医療保険料
 - エ 介護保険料
 - オ 保育所保育料
 - カ 下水道使用料
 - キ 下水道受益者負担金
- (2) 鳥取市暴力団排除条例(平成24年鳥取市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団
- (3) その構成員の内に鳥取市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者を含む団体

(交付対象経費)

第5条 交付金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、交付対象事業の実施に要する経費のうち、国要領別表第1から別表第3までに定める経費から次に掲げる補助金等を除いたものとする。

- (1) 本市及び鳥取県以外の団体等から交付される補助金等(以下「他団体補助金等」という。)
- (2) 他団体補助金等の交付を受けるための事務経費
- (3) その他市長が適当でないと認める経費

(交付金の交付額)

第6条 交付金の交付額は、交付対象経費に国要領に定める交付率を乗じた額とし、本市が国要綱等に基づき作成した地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める額を上限とする。

(交付金の交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする者は、規則第4条の申請書を市長に提出するものとする。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 交付金申請額一覧表(様式第1号)
 - (2) 事業実施計画書(様式第2号)
 - (3) 交付対象経費内訳書(様式第3号)及び根拠資料
 - (4) 暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)

- (5) 市税等納付状況確認同意書（様式第5号）
- (6) 財務諸表（直近の会計期間に係る貸借対照表及び損益計算書）
ただし、ホームページ等で確認できる場合は除く。
- (7) 登記事項証明書（登記簿謄本）の写し（1年以内かつ最新のもの）
ただし、本市が設立団体である団体等は除く。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、交付金額の増減を伴う変更以外の変更とする。

（状況報告）

第9条 交付金の交付の決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、本市から交付対象事業の進捗報告を求められた場合、次に掲げる事項を書面で報告しなければならない。

- (1) 事業実施状況
- (2) 支出状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

（交付金の概算払）

第10条 交付事業者は、規則第11条第1項ただし書の規定による概算払による交付を受けようとするとき、交付金概算払申出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付事業者は、交付対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、規則第12条の実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 交付金実績額一覧表（様式第7号）
- (2) 事業実績報告書（様式第8号）
- (3) 交付対象経費内訳書（様式第9号）及び根拠資料

- (4) 交付対象経費を支払ったことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(財産の管理)

第12条 交付事業者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第16条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定められた期間とする。
- 3 規則第16条第4号の市長が定めるものは、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の重要な財産とする。
- 4 市長は、交付事業者に対して、交付対象事業の完了によって相当の収益が生ずると認められる場合には、交付対象事業の完了した翌年度以降において、交付金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第13条 交付事業者は、交付対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、交付対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 交付事業者は、交付対象事業の一部を第三者（以下「履行交付者」という。）に行わせる場合には、履行交付者にも本条の定めを遵守させなければならない。
- 3 本条の規定は交付対象事業の完了後もその効力を有する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、本事業を所管する部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた交付対象事業については、なお従前の例による。